

旭川市街頭防犯カメラシステムの管理，運用に関する考え方について

旭川市防災安全部交通防犯課では，来年度，犯罪防止を目的として，市内中心部に，防犯カメラを設置することを検討しています。

防犯カメラの設置に当たっては，市民の皆様の個人情報及びプライバシーを保護するため，「旭川市街頭防犯カメラシステム管理運用要綱」を定め，明確な手順の下で，管理，運用を行います。

今回の意見提出手続き（パブリックコメント）では，要綱の策定に当たり，管理運用に関する考え方や手順について，市民の皆様からの御意見を頂きたいと思えます。



（イメージ）

1 設置の背景

（1）背景

平成29年度に旭川市が実施した「旭川市民アンケート調査報告書」を見ると，交通対策と防犯体制の充実についての設問で，災害や犯罪への不安感について，「感じている」と「少し感じている」を合わせると，58.6%が「不安を感じている」と回答しており，「体感治安」について課題があることが分かります。

また，犯罪認知件数（警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数）の推移を見ると，旭川市全体としては減少していますが，旭川市中央警察署駅前交番では若干増加しています。

（2）街頭防犯カメラの設置について

旭川市では，「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例（平成20年条例第6号）」などの条例制定，関係機関や市民団体と連携した広報・啓発活動をしてきました。

これらの活動は，行為者に対し一定の抑制効果はあるものの，その効果は限定的であるとも思われることから，犯罪の抑止に他都市が導入している街頭防犯カメラの設置を検討しました。

2 設置するカメラの仕様と設置予定場所

(1) カメラの性能

個人が識別できる程度の画像（カラー200万画素で検討しています）で、マスキング※性能を有するカメラを検討しています。

またカメラで撮影した画像は、撮影と同時にモニター（画面）で見ることができる監視形式ではなく、カメラ横に設置した記録装置に録画し、専用パソコンでのみ画像を取り出せ、保存して見ることができる形式を検討しています。

(2) 設置予定場所

1条～4条通りの昭和通り沿い、3条～4条通りの5・6丁目間の通り沿いで検討しています。

3 旭川市街頭防犯カメラシステム管理運用要綱（案）の骨子

街頭防犯カメラは公共空間を撮影するため、不特定多数の市民が被写体となり、個人が識別できることから、旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）に基づき個人情報の管理を行い、「旭川市街頭防犯カメラシステム管理運用要綱」を整備して、管理・運用に当たっての手続き等について定めます。

(1) 管理体制について

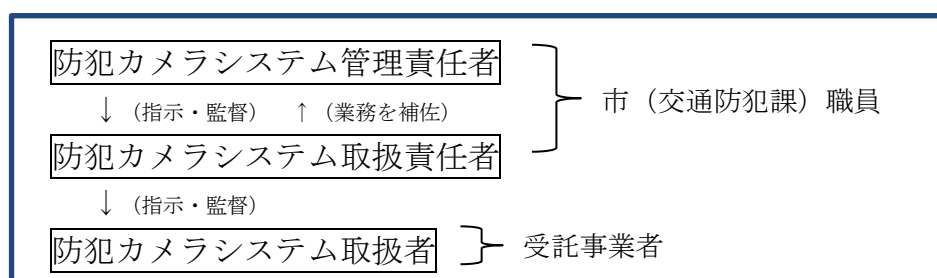
要綱では、街頭防犯カメラシステムの管理、運用に関わる人の範囲を限定した上で、管理体制と責任を明確にします。

- ・街頭防犯カメラシステムの管理を適正に行うため、交通防犯課長を「防犯カメラシステム管理責任者」（以下、「管理責任者」と言います。）とします。管理責任者は、街頭防犯カメラシステムの設置及び運用が適正に行われるよう、事務を統括します。
- ・管理責任者は、交通防犯課の職員から「防犯カメラシステム取扱責任者」（以下、「取扱責任者」と言います。）を指定し、業務を補佐させることができます。
- ・管理責任者は、管理を受託する事業者の内から、「防犯カメラシステム取扱者」（以下、「取扱者」と言います。）を指定することができます。取扱者は、管理責任者・取扱責任者の指示・監督の下、街頭防犯カメラシステムの利用に関する事務を行います。

※マスキング

個人宅の玄関など、カメラの撮影範囲内に撮影すべきではない部分がある場合に、映像の一部を黒色などで塗りつぶして記録する機能を、「マスキング」「プライバシーマスク」などと呼びます。

〔防犯街頭カメラシステムの管理体制〕



(2) 街頭防犯カメラシステムの管理について

要綱では、街頭防犯カメラシステム（街頭に設置する防犯カメラ、防犯カメラの記録媒体、及び画像を取り出し保存するために必要な専用パソコン）の設定、設置、保管について、遵守すべき事項を定めます。

- ・ 防犯カメラは常時撮影を行います。
- ・ 防犯カメラを設置する場所には、防犯カメラが作動していることを通行人が認識できるように、見やすい形で掲示を行います。
- ・ 防犯カメラ（記録媒体を含む）及び専用パソコンにはパスワードを設定し、パスワードは定期的に変更します。
- ・ 防犯カメラ（記録媒体を含む）は、容易に取り外しができない構造で設置します。
- ・ 画像を取り出し保存するために必要な専用パソコンは、旭川市防災安全部交通防犯課、及び夜間・休日等において緊急を要する犯罪・事故捜査に対応するため、警察署に配置します。また、専用パソコンは、施錠設備がある保管庫等、適切な場所で保管します。



(3) 画像の管理について

要綱では、防犯カメラで撮影した画像を適切に管理するため、管理責任者、取扱責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」と言います。）に必要な措置を講じるよう定めます。

- ・ 街頭防犯カメラシステム（専用パソコン）を操作できるのは管理責任者、取扱責任者、取扱者のみとします。
- ・ 画像の編集及び加工はしません。
- ・ 画像は、防犯カメラの記録媒体に録画し、常時上書き保存します。データの保存期間は撮影した日から1週間～2週間とします。
- ・ 防犯カメラの記録媒体を廃棄する際には、粉碎、溶解など、画像の再現が不可能になる措置を講じます。

(4) 画像の利用と提供の制限について

要綱では、防犯カメラで撮影した画像の利用と、第三者に対する提供について、要件と手続きを明らかにします。

- ・管理責任者等は、管理上、必要な場合に画像を閲覧、印刷、複製できるものとします。また、管理責任者が特に必要と認める場合には、管理責任者等以外の者を立ち合わせることが出来るものとします。
- ・次の①～③の場合を除いては、管理責任者は画像を第三者に閲覧、提供できないものとします。
 - ① 画像から識別される特定の個人の同意がある場合。
 - ② 法令等の定めによる依頼があった場合。(照会は原則として文書による。)
 - ③ 人の生命、身体又は財産の安全を保護するため、緊急かつやむを得ない理由がある場合。



〔画像提供の手続きは以下のように定めます〕

- ・上記①～③に該当し、画像の提供を求める者は、所定の「申請書」を管理責任者に提出します。
- ↓
- ・管理責任者は、提出された申請が妥当と判断した場合には、所定の「承認書」を申請者に交付します。
(画像の提供を受けた者は、関連法令に基づき、画像を適切に管理する責任を負います。)

〔承認後の手続きは以下のように定めます〕

- ・管理責任者は、取扱責任者に対して、申請書に基づき対象となる防犯カメラ及び撮影日時など画像の特定に必要な事項を指示します。
- ↓
- ・管理責任者の指示に基づき、取扱責任者が画像を専用パソコンに保存した際は、「旭川市防犯カメラ画像利用簿」に記録します。
(取扱責任者は、管理責任者の指示がなければ、画像を専用パソコンに保存できないものとします。)

(5) 警察の関わりについて

要綱では、旭川市が警察署に専用パソコンを貸与する場合の、管理、運用に必要な事項を定めます。

- ・警察署に専用パソコンを貸与した場合には、「防犯カメラ画像管理責任者」(以下、「画像管理責任者」と言います。)を置くものとし、警察署長がその役割を務めるものとします。

- ・画像管理責任者は、画像、及び専用パソコンについて、適切な管理、運用を行うものとします。
- ・画像管理責任者は、警察署職員の中から、画像取扱者を選び、画像、及び専用パソコンの管理、運用を補佐させることができるものとします。
- ・画像管理責任者は、早朝、夜間、休日、祝日、週休日において、緊急を要する犯罪捜査のため特に必要があると判断する場合には、先述（(4)画像の利用と提供の制限について）の手続きに拠らず、画像取扱者に命じ、専用パソコンを用いて画像を取り出し、複製することができるものとします。この場合も、画像管理責任者（警察署長）は、遅滞なく、管理責任者（旭川市交通防犯課長）に申請書を提出しなければならないものとします。
- ・管理責任者は、画像管理責任者に対し、貸与した専用パソコンに記録された画像の保存履歴の提出を毎月求め、画像の保存状況の確認を行うものとします。
- ・管理責任者は、定期的に全防犯カメラのアクセス状況を確認し、画像管理責任者から提出された履歴について確認します。

（6）個人情報保護について

- ・防犯カメラに関わる関係者は、画像により知り得た個人に関する情報は、これを漏らしてはならないことを明確に定めます。
- ・管理責任者は、画像の漏えい、滅失、毀損の防止や、その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとします。
- ・上記のほか、個人情報に関して必要な事項は、旭川市個人情報保護条例、及び旭川市個人情報保護条例施行規則（平成17年旭川市規則第50号）の規定によるものとします。

（7）外部委託に関する制限について

- ・管理責任者は、街頭防犯カメラシステムの保守点検、修理等を外部事業者へ委託する場合は、次に掲げる項目のうち必要なものを契約書に規定するものとします。
 - ① 情報の機密保持に関すること。
 - ② 業務上知り得た情報の守秘義務に関すること。
 - ③ 情報の複写、目的外利用及び第三者への提供の禁止に関すること。
 - ④ 情報の返還義務に関すること。
 - ⑤ 受託業務の再委託の制限に関すること。
 - ⑥ その他情報の保護に関し必要なこと。
 - ⑦ 前各号に違反した場合における契約の解除等の措置及び損害賠償に関すること。

今後、市民の皆様から頂く御意見を参考にしながら、管理、運用や、画像提供の手続きを定めた「旭川市街頭防犯カメラシステム管理運用要綱」を策定し、市のホームページ上で公表いたします。